

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成26年  
12月16日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 農用地利用配分計画の認可（農業振興課）……………
  - 保安林の指定（森林整備課）……………
  - 指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……………
- 公告
  - 公共測量の実施（監理課）……………



### 山口県告示第四百九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地	面 積 (平方メートル)
農事組合法人ちきりの里	農事組合法人ちきりの里	山口市上小鯖二二〇二	山口市上小鯖字上金継一四四三の一ほか一筆	四、六三九
株式会社仁保農産	株式会社仁保農産	仁保上郷一六	仁保下郷字向田三六四二の三ほか四筆	六、一三二

#### 二 認可年月日

平成二十六年十二月八日

### 山口県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林の所在場所

萩市大字須佐字笠松三三三三の一

長門市三隅上字惣金一三三七の二、字喜屋ヶ浴一三三七の二八、字荒平一七六三

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字須佐字笠松三三三三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第四百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十六年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
萩市大字佐々並字下開作一三二九、字黒ヶ谷一五〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、字女滝二四七八の二、二四七八の三（次の図に示す部分に限る。）、二四七八の一、二四七八の一九、二四七八の二六、二四七八の二七
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
萩市大字佐々並字新茶屋一三八の一、一三八の二、一三八の五〇から一三八の五二まで、一三八の五七、一三八の八〇、字焼ヶ谷二二六一の一、大字片俣字舟ヶ迫二四

- 三の一（次の図に示す部分に限る。）、二四六、九二〇（次の図に示す部分に限る。）、九二四、字えぼし岩二四八、二四九、二五七の一（次の図に示す部分に限る。）、二五七の三から二五七の八まで、二五七の一〇から二五七の一三まで、二五七の一五から二五七の一七まで、二五七の一九・七七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九一八の一、九一八の二、九一九、九二一（次の図に示す部分に限る。）、字堀田ヶ浴二五〇、二五一・二五二・二五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五七、二五八、七二四の一（次の図に示す部分に限る。）、七二四の三、字船ヶ迫五八五、五八九、五九〇、五九二（次の図に示す部分に限る。）、五九四から五九六まで、五九七から五九九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇〇、六〇一、一一六四、一一六五の一、一一六五の二、字下船ヶ迫七七五、七七九、大字紫福字馬ノ瀬二五八の九、字山ノ口二六二の五、大字吉部下字堀田一二八六の二八から一二八六の三〇まで、字堀田山一六三八、周南市大字徳山字岩ガリ八六（次の図に示す部分に限る。）、八七、八八の一・八九・九〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字湯野字地吉九五、字五郎岡一〇一の一から一〇一の三まで、一〇三、字後山一三一の一、字大明間一三七九、字治郎右エ門山一三八〇、字立山ヶ浴一四九三、字深山口二〇二一、字古堂三七四二、三七四四、三七四五、字下後山四三八五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
周南市大字天津島字天浦八五四、八五六、八五八、一七九〇
- 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(四一五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

柳井市

三 作業の期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年二月十四日まで

平成二十六年十二月十六日印刷  
平成二十六年十二月十六日發行

發行人所

山口県知事  
山口県知事